

第4号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する
条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例（昭和57年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 <u>法第98条第2項</u>、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに <u>第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 <u>法第98条第2項</u>の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに <u>法第243条の2第3項</u>の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあつた日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 <u>法第75条第1項、第98条第2項</u>、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに <u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 <u>法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項</u>の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに <u>法第243条の2の8第3項</u>の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあつた日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月14日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小野克典

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴う改正及び引用条項等の整理をするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。